

四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第55号

四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者兼務許可申請書)</p> <p>第2条 法第7条第4項ただし書、<u>法第17条第8項</u>において準用する<u>第7条第4項ただし書</u>（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）、<u>法第28条第4項ただし書</u>及び法第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする者は、薬局・薬局製造販売医薬品製造業・店舗販売業・高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可証申請書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。ただし、新たに薬局、薬局製造販売医薬品製造業の製造所、店舗販売業の店舗及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の営業所（以下「薬局等」という。）の許可を受ける場合又は管理者の変更を行おうとする場合は、新規業許可申請又は変更届と同時に提出するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(管理者兼務許可申請書)</p> <p>第2条 法第7条第3項ただし書、<u>法第17条第4項</u>において準用する<u>第7条第3項ただし書</u>（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）、<u>法第28条第3項ただし書</u>及び法第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする者は、薬局・薬局製造販売医薬品製造業・店舗販売業・高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可証申請書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。ただし、新たに薬局、薬局製造販売医薬品製造業の製造所、店舗販売業の店舗及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の営業所（以下「薬局等」という。）の許可を受ける場合又は管理者の変更を行おうとする場合は、新規業許可申請又は変更届と同時に提出するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

(管理者兼務許可書)

第3条 保健所長は、法第7条第4項ただし書、法第17条第8項において準用する第7条第4項ただし書（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）、法第28条第4項ただし書、及び法第39条の2第2項ただし書の許可したときは、薬局・薬局製造販売医薬品製造業・店舗販売業・高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可書（第2号様式（以下「許可書」という。））を当該申請者に交付するものとする。

(管理者兼務許可書)

第3条 保健所長は、法第7条第3項ただし書、法第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）、法第28条第3項ただし書、及び法第39条の2第2項ただし書の許可したときは、薬局・薬局製造販売医薬品製造業・店舗販売業・高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可書（第2号様式（以下「許可書」という。））を当該申請者に交付するものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

薬 局

薬局製造販売医薬品製造業

店舗販売業

高度管理医療機器等営業所

管理者兼務許可申請書

管理する薬局、 薬局製造販売 医薬品製造業、 店舗販売業又 は高度管理医 療機器等営業 所	名 称	
	所 在 地	
	許可番号及び 許可年月日	
兼務しようと する場所	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
	業務の期間	
備 考		

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第7条第4項

第17条第8項において準用する第7条第4項

ただし書の許可を申請します。

第28条第4項

第39条の2第2項

年 月 日

住 所

氏 名

薬剤師免許登録年月日

薬剤師免許登録番号

連絡先：

四日市市 保健所長 あて

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

薬 局

薬局製造販売医薬品製造業

店舗販売業

高度管理医療機器営業所

管理者兼務許可書返納届

許可番号	
許可年月日	
兼務をしなくなった日	
兼務をしなくなった理由	
備考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第7条第4項

第17条第8項において準用する第7条第4項 　ただし書の規定に基づき、

第28条第4項

第39条の2第2項

許可された兼務をやめたので、許可書を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名

薬剤師免許登録年月日

薬剤師免許登録番号

連絡先：

四日市市 保健所長 あて

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市化製場等に関する法律施行細則(平成20年四日市市規則第45号)	(略)	
四日市市と畜場法施行細則(平成20年四日市市規則第53号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市化製場等に関する	(略)	

法律施行細則（平成20年 四日市市規則第45号）	
<u>四日市市医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律施 行細則（平成20年四日市 市規則第48号）</u>	<u>第1号様式及び第3 号様式</u>
四日市市と畜場法施行細則 （平成20年四日市市規則 第53号）	（略）
（略）	

（健康福祉部衛生指導課）